

令和4年度

第13回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

## 第 1 3 回 総 会 議 事 録

1 開催日時 令和5年3月17日（金）午後3時00分から午後4時30分

2 開催場所 静岡県産業経済会館 第1会議室

3 出席委員（18人）

会長 14番 徳田 雅亮

会長職務代理者（副会長）12番 鈴木 茂樹

委員 2番 天野 清晴 3番 内野 清己 4番 海野 光祥

5番 遠藤 公夫 6番 大石 泰子 7番 大塚 師輝

8番 小笠原 悟 9番 勝谷ふみ代 10番 小村 寿文

11番 佐藤 操 13番 塚本 剛弘 15番 深井 暁美

16番 堀場 正明 17番 美尾 明 18番 望月 均

19番 森田 早苗

4 欠席委員 1番 赤堀 岳子

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第74号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第75号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

議案第76号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第77号 農地転用許可後の事業計画変更承認について（5条）

議案第78号 非農地証明申請について

議案第79号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について

議案第80号 農地等の利用の最適化に推進に関する指針の改定（案）について

報告第53号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第54号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定  
による届出について

報告第55号 農地法第3条の3の規定による届出について

6 農業委員会事務局職員

参与兼次長 杉本 光利、参事兼次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、副主幹 鈴木 康生、

農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、主査 福地 雅俊、主事 寺園 理帆、

農地係長 丸山 美咲、主査 松永 文雄、主任主事 前島 絵美、主任主事 戸塚 絵美

## 7 会議の概要

議長 　ただ今から令和4年度第13回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日は、1番 赤堀 岳子委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

2 天野 清晴委員、3番 内野 清己委員にお願いいたします。次に委員の皆様をお願いがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。それでは、最初に議案第74号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局次長 **【議案第74号朗読】**

申請は2ページ、3ページに記載のとおり9件でございます。

議長 　それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 　1班です。整理番号100番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請事由ですが、賃借人は、営農指導員研修圃場及び初心者向けの組合員指導農場として、農地を賃貸したく、賃貸人は要望に応え、申請に及んだものです。なお、この案件につきましては、下限面積の特例に該当し許可できるとされています。整理番号101番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、親族より贈与による所有権の移転及び持分移転の申請です。

2番 　以上、職員から説明がありました2件については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 　整理番号102番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転の申請です。申請事由ですが、譲り受け人は隣接農地を耕作しており、経営規模を拡大したく、譲り渡し人は要望に応えるということで、申請に及びました。整理番号103番、104番は関連しますので、まとめて説明させていただきます。両案件とも、駿河区の案件です。現況は普通畑で交換による所有権移転の申請です。当該農地は、親子で2分の1ずつ共有となっておりましたが、単独所有に切り替えるため、お互いの持ち分を交換することで合意し、今回の申請に

及びました。

19番 以上、職員から説明ありました3件につきまして、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 3班です。整理番号105番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑、田で、贈与による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人と譲り渡し人は知人で、譲り受け人は経営規模を拡大したく、譲り渡し人は要望に応えるということで申請に及びました。整理番号106番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大したく、譲り渡し人は、要望に応えるということで申請に及びました。整理番号107番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大したく、譲り渡し人は、要望に応えるということで申請に及びました。整理番号108番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲り受け人は経営規模を拡大したく、譲り渡し人は、要望に応えるということで申請に及びました。

5番 以上、職員から説明がありました4件については、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第74号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第74号は全て原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第75号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局次長 **【議案第75号朗読】**

申請は5ページに記載のとおり4件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 2班です。整理番号19番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、住宅敷地の拡張の申請です。申請人は、自宅裏の擁壁設置の際に残

った農地について、物干し場として一体利用したいと考え申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。整理番号20番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田で、畑地造成のための一時転用の申請です。転用期間は3か月です。申請人は、豪雨などで頻繁に田んぼが水没してしまうため、今後は畑として耕作していきたいと考え申請に及びました。申請地番の面積1,355㎡のうち952㎡について造成を行い、盛土量は高さ1mのため952㎡となり、盛土条例の対象外です。造成終了後は、農地として使用する旨の作付け確約書が提出されています。農地区分は第2種農地と判断され、隣接農地にはコンクリートブロックで被害防除を行い、排水等についても特に問題ないと思われます。

19番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 3班です。整理番号21番、整理番号22番は同一案件のため、合わせて説明させていただきます。葵区の案件で、内容は記載のとおりです。現況は普通畑です。整理番号21は農業用倉庫、整理番号22は店舗の露天駐車場への転用申請です。申請事由ですが、農業用倉庫は、農機具、肥料等の収納スペースが手狭となったため、露天駐車場は、申請人が園芸店を営んでおり、店舗前の駐車場として利用するため申請に及びました。農地区分は第2種農地となります。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。

5番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 20番は1,355㎡のうち952㎡について畑地造成を行うということでしたが、残りの約400㎡についてはどのように利用しますか。水に沈んでしまうのにそのままにしておく理由は何かありますか。

事務局 残りの約400㎡についてですが、今後は田んぼとしてではなく、畑として利用予定です。一部を残して造成する理由ですが、盛土条例の適用対象とならないような広さにしたいということが大きいと思われます。造成しない部分についても水に強い作物を耕作することを事業計画にて確認しております。

議長 発言もないようですので、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第75号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第76号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局次長 **【議案第76号朗読】**

申請は7ページに記載のとおり4件となります。

議 長 それでは、議案第76号について、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事 務 局 整理番号80番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、それぞれ県外で家族別々に生活しておりますが、このたび、家族一緒に静岡に住むこととなり、母親に相談したところ、母親所有の土地を借り、住宅を建築することで話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号81番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在、借家住まいをしておりますが、手狭になり、妻方の両親に相談したところ、父親所有の土地を借り、住宅を建築することで話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第1種農地と判断されます。不許可の例外「にじみ出し」に該当します。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号82番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権移転です。申請人は、木工加工業を営んでいる法人であります。申請事由ですが、会社の従業員及び来客用の駐車場スペースを確保したく、所有者に相談したところ、話がまとまり申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。

2 番 以上、職員から説明のありました3件について、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事 務 局 3班です。整理番号83番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、使用貸借による権利の設定です。申請事由ですが、現在の賃貸アパー

トでは手狭となるため、祖母の土地に自己用住宅を建てたいと考え、申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

5番 以上、職員から説明のありました1件について、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の各班からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

13番 81番についてですが、この方の他の所有地の状況や、にじみ出しの要件について説明をお願いします。

事務局 にじみ出しについてですが、申請地が集落に接続しているためそのように判断しました。また、申請者の他の所有地については、集落に接続していないため、今回の申請地が妥当であると判断しました。

13番 この方は第1種農地以外所有していないということによろしいですか。

事務局 その通りです。

議長 他に発言もないようですので、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第76号について、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第77号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局次長 **【議案第77号朗読】**

申請は9ページに記載のとおり2件となります。

事務局 整理番号3番、4番は関連案件のため、まとめて説明をさせていただきます。葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請人は、建設業を営む法人です。当初の申請事由ですが、申請者は市の公共工事を請負、整理番号3番は令和2年5月20日、整理番号4番は令和2年12月17日に一時転用許可を受けており、令和3年8月総会で延長承認を受けたところであります。今回、新たな公共工事の発注に伴い、工事全体の進捗が予定より遅れていることに加え、追加の工事を請け負うこととなったため、転用期間を1ヶ月延長したいとのことで申請に及びました。農地区分は第1種農地で、不許可の例外の一時転用に該当します。転用終了後は、田んぼとして使用する作付け確約書が提出されています。

5番 以上、職員から説明のありました2件について、3班としては承認することと判

断しました。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第77号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第77号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第78号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局次長 **【議案第78号朗読】**

申請は11ページ、12ページに記載のとおり6件となります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 1班です。整理番号35番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、昭和20年代より、耕作されない状態が続き現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和5年3月1日に、地区担当農業委員立会いのもと航空写真等を、確認していただきました。整理番号36番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は宅地です。こちらの案件ですが、平成2年頃に居宅を建築し、現在に至り、証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和5年3月1日に、地区担当農業委員立会いのもと航空写真等を、確認していただきました。

2番 以上、職員から説明がありました2件につきましては、1班としては承認することが適当と判断しました。

事務局 2班です。整理番号37番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は宅地です。こちらの案件ですが、昭和40年2月4日に建物を新築し、現在に至ります。証明基準2の建築物等が設置されている土地に該当します。令和5年3月2日に、地区担当農業委員立会いのもと航空写真等を確認していただきました。整理番号38番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は山林です。こちらの案件ですが、昭和58年より、耕作されない状態が続き現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和5年3月2日に、地区担当農業委員立会いのもと航空写真



等を確認していただきました。

19番 職員から説明がありました2件につきましては、1班としては承認することと判断しました。

事務局 3班です。整理番号39番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は山林です。昭和60年頃から、耕作されない状態が続き、現在に至ります。証明基準5の耕作がされない状態が続いたことにより森林原野化し農地への復元が不可能な土地に該当します。令和5年3月1日に、地区担当農業委員立会いのもと、現地、航空写真等を確認していただきました。整理番号40番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は宅地です。申請地は昭和32年に鮮魚店と居宅を建築し、現在に至ります。証明基準2の建築物が設置されている土地に該当します。令和5年3月1日に、地区担当農業委員立会いのもと、現地、航空写真等を確認していただきました。

5番 職員から説明がありました2件につきましては、3班としては承認することと判断しました。

議長 ただいまの議案第78号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第78号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第78号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第79号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局次長 **【議案第79号朗読】**

申出は14ページに記載のとおり4件であります。内容につきましては、担当職員から説明いたします。

事務局 整理番号51です。こちらの生産緑地は、1筆は平成18年、2筆は平成19年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約300日農業に従事していました。2月22日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。整理番号52です。こちらの生産緑地は平成20年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約120日農業に従事していました。2月22日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。続きまして、整理番号53です。こちらの生産緑地は全て平成18年に指定され、死亡前、主たる従事者は年間約120日農業に従

事していました。3月2日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。なお、1筆のみ、他県在住の別の方が相続され、今回の申請期限に間に合わなかったため、4月案件で上程予定です。今回、地区担当委員に、この筆につきましても確認していただき、了承を得ましたので、次回、聞き取り及び現地調査は省略させていただく予定です。続きまして、整理番号54です。こちらの生産緑地は当初平成18年、一部については追加で平成26年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約200日農業に従事していました。3月1日に地区担当委員と、聞き取り及び現地調査を行いました。

議 長 ただいまの議案第79号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第78号について、原案のとおり承認よいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第79号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第80号について、事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局次長 **【議案第80号朗読】**

改定案は16ページから21ページに記載のとおりでございます。内容につきましては、担当より説明いたします。

事 務 局 こちらは静岡市農業委員会農地等の利用の最適化に関する指針の改定案です。こちらの指針は、農業委員会等に関する法律第7条の第1項に基づき、各農業委員会が定めなければならないとされております。今回は、現在の本指針の内容の改定を行うため、総会で承認を求めるものです。

具体的に本指針の内容について説明させていただきます。資料1農地等の利用の最適化に関する指針について、をご覧ください。本指針は、農業委員会と推進委員が連携をし、担当区域ごとの活動を通じて農地等の利用の最適化が進んでいくよう最適化活動の3つの項目である遊休農地の発生防止・解消、担い手の農地利用の集積・集約化、新規参入の促進について、最終目標年度を設定し、具体的な目標・推進方法・評価方法を定めています。静岡市の状況としては、平成28年に初めて策定をしました。その際に、平成35年を最終目標年として設定をし、農業委員、推進委員の改選期に検証、必要に応じて見直しを行うとしました。そのため、今年度改定作業を行っております。具体的な内容は、のちほどご説明しますが、今回の改定に関してポイントは3つあります。1つ目は、今回改定案の最終目標年度を令和

12年度と設定したことです。県が定めている農業経営の基盤の強化の促進に関する基本方針や市が定めている農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想を踏まえた、長期的な目標として、それらに合わせて令和12年度と設定しております。2つ目は、今回から地域計画に関する文言を追加したことです。指針の根拠である農業委員会等に関する法律が改正され、指針に地域計画で農業委員会が果たすべき役割を示すこととなりました。3つ目は、指針の改定方法についてです。令和4年12月に全国農業会議所より、農水省と調整した指針の改定案の参考例が示されました。それを基に、現在の指針を踏まえたうえで、改定作業を行っております。改定に向けた流れは以下になります。まず、指針を策定・改定する際には、推進委員に最適化に関する意見を伺うこととされています。今回は、農業委員さんも含めて、皆様にも送らせていただきましたが、郵送にて最適化活動の3つの項目について、地域農業の現状・課題・考えの聞き取りをさせていただきました。参考に資料2は、皆様からいただいた現状・お考えについてまとめたものとなります。表面は現状、裏面はお考えについてまとめさせていただきました。今回は、すべて記載ができなかったため、農業員委員会の最適化活動に関するものについて一部抜粋させていただきました。そして、2月17日には最適化委員会を開催し、本指針の改定案について最適化委員の方々にご審議していただきました。こちらを基に、今回総会に諮り、令和5年4月1日に改定という流れになります。それでは、具体的に改定案の中身を見ていきます。議案書17ページをご覧ください。なお、参考に資料3は現在の指針と改定案の対照表となります。説明は議案書のほうでさせていただきます。まず最適化の項目1つ目の遊休農地の発生防止・解消についての現状値と、令和12年度の目標値を記載しております。現状値の管内農地面積4,450haは、国が示している静岡市の耕地面積の最新の値、遊休農地面積26.2haは令和3年度の利用状況調査による面積を記載し、それらによる遊休農地割合は0.6%となっております。つづいて目標値の管内農地の面積3,400haは、過去5年の耕地面積の増減の平均値を鑑み、推定値として算出しました。そして遊休農地面積ですが、今後も新規発生を防止し、計画的な解消を目指していくことで、現状の遊休農地の割合0.6%を維持、若しくは、それ以下を目標値として設定をしました。続いて、2遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法には、目標値を達成するための農業委員会としての推進方法を記載しております。①利用状況調査・利用意向調査を実施すること②利用意向調査の結果を踏まえ、農地中間管理機

構と連携し、貸借手続きへつなげること。③10ha以上の集団的農地について非農地判断を実施すること、この3つを示しました。なお、資料2でまとめた皆様からいただいた遊休農地の発生防止・解消のお考えの中でも、利用状況調査が遊休農地解消の有効な手段であることや、一部地域では非農地化も検討すべきとのご意見もいただいております。続いて18ページ下をご覧ください。こちらには、最適化の項目2つ目の「担い手への農地利用の集積・集約化」についての現状値と、令和12年度の目標値を記載しております。現状値の管内農地面積4,450haは、先ほどと同じく、国が示している静岡市の耕地面積の最新の値となり、集積面積1,747haは、毎年行っている担い手の農地利用集積状況調査により記載をし、担い手への集積率は39.2%となっております。その下の目標値について、管内農地面積は先ほどと同じく、推定値として3,400ha、集積面積の目標値は2,720ha、集積率は80%と設定しております。目標値の根拠としては、年度当初の最適化活動の目標について設定したものをベースに、静岡県が定めている基本方針で令和12年度までに80%を担い手に集積するとされているため、それに合わせて80%と設定させていただきました。続いて19ページの2には、これらの目標に向けて、農業委員会としての推進方法について記載をしております。担い手への集積、集約化を推進するため、農業委員会として①地域計画の作成・見直しに取り組んでいくこと②農地中間管理機構、農協、市などと連携をし、農地の出し手と受け手のマッチングを行うこと③地域の農地利用の状況を踏まえ、地域に応じた農地の利用調整を図ること④所有者を確知できない農地については、公示手続きを経て利用権設定ができる制度を活用することの4つを示させていただきました。資料2の皆様から頂いたお考えの中でも、貸したい人と借りたい人との情報を多くの機関、人で共有をすべきとのご意見をいただきました。②の推進方法を通して、貸したい人と借りたい人のマッチングがスムーズに行えるよう、各機関との連携に取り組んでいきます。最後に3つ目の新規参入の促進です。20ページをご覧ください。新規参入の促進の現状値・目標値については、静岡市の担い手育成総合支援協議会が定めている令和12年度に向けた担い手育成・確保の基本方針に合わせ、新規就農者の現状値16経営体と、令和12年度の目標値30経営体を記載しております。続いて20ページの2をご覧ください。これらの目標に向けた農業委員会の推進方法については、①市、農協、県ネットワーク機構などと連携をし、新規参入者を把握し、必要に応じて相談会を実施すること②新規就農の窓口として、復元

可能で貸出希望のある遊休農地等や、各補助制度等の情報提供を行うこと③企業参入を推進すること④参入後も貸借のマッチング等のフォローアップをすることの4つを示させていただきました。こちらも皆様から頂いたお考えの中では、新規就農希望者の窓口、受け入れ体制の整備が重要であることや、現状として新規就農希望者が農地を探すことが困難だという意見も伺いました。農業委員会としては、関係機関と連携を図り、新規就農希望者へ貸付を希望する復元可能な遊休農地や各種補助制度等の情報提供等、相談活動を実施していきます。以上、農地等の利用の最適化の推進に関する指針の改定案となります。本指針は、本議案承認後、令和5年4月1日に施行予定です。

- 議長 　　ただいまの議案第80号について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 18番 　　農地の面積について記載されていますが、工場などで栽培しているものが増えているようですが敷地面積で集計するのですか。
- 事務局 　　大規模農場や、高度化施設など農地としてカウントするもの、転用等で農地でない場合はカウントされない事となります。
- 13番 　　管内農地面積が減少している様ですが、どのくらい減っていますか。過去の数字など教えてください。
- 事務局 　　平成29年4,980ha、平成30年4,800ha、令和元年4,710ha、令和2年4,580ha、令和3年4,450haで5年平均ではマイナス116haとなります。
- 7番 　　人・農地プランから今後の地域計画がスタートする中で、農業委員の関わり方は、どうなりますか。モデル地域があることも聞いているが、どんな形で来年以降地域計画をまとめていくのか教えてください。
- 事務局 　　現状の農地貸借は、個々の出し手や受け手の要望を農協がマッチングしたり、農業委員や推進委員が現場の声を聴き取り、農地の貸借に繋げるというやり方ですが、今後はこの地域計画の中において作成する目標地図の中で、一筆ごと、およそ10年後に誰が農地を耕作するのかを決めていくこととなります。よってこれからは目標地図に名前が位置付けられた方々を農地中間管理事業で貸借していく形になるので、集積率向上のためには目標地図の充実化が重要と考えています。モデル地区については、来年度からの地域計画の策定にあたり、事務手続きや手法を確認する目的で清水区内の土地改良区を選定し、アンケート調査の実施や地域として今後どのように農地を使っていきたいかなどの意向を確認しながら地図にまとめ上げる

という作業を行いました。土地改良区ということで、今後も農地として利用していくための合意形成が既に得られている中での意向確認や地図化は取り組みやすかった一方、来年度からの策定はそのような区域ばかりではないため、異なる課題も見えてくると思われるが、そのような点も考えながら進めていきたい。

議 長 今後の地域計画を進めていく上で農協の協力や理解が必要であると感じているが説明はしていますか。

事務局次長 今年度の両JAからの政策要請で、地域計画の策定については市が主導して進めて欲しいという要望を受けていたところですが、先日の回答において、市が主体的に進めるが、JAにおいても一緒に取り組んで欲しい旨を伝えたところです。その中で各組合長は、JAとしても地域計画策定は非常に重要と考えており、協力していくというお話をいただいております。なお地域計画は、策定、公告は市が行うことになっており、農業委員会としては、夏ごろに、計画づくりの基礎資料として耕作者の方々等にアンケート調査を実施し、年内を目途にその結果を地図化することになります。そしてそれを基に地域の方々に農地を将来どのように活用していくのかを協議していただき、令和6年度末までに計画を策定し、公告するというスケジュールになっております。

12番 指針の改定については、農業委員や推進委員が色々な意見を出し合って改定に至ったということですが、意見聴取期間が短かったこともあり、今後この目標に向かって活動していく上で、各々がどれほど理解しているか疑問に感じております。特に集積率目標は非常に高く設定されているため、推進委員個々の目標もかなりのものになると思いますが、それらを農業委員、推進委員がしっかり理解した上で取り組む必要があるため、研修等を通じて伝えていただきたいと考えます。

10番 集積面積は10年で1,000ha増やす。管内農地面積は1,000ha減っていく。どういう方法で増やしていくのかお聞きしたい。

事務局 決め手となる手法はないですが、基盤整備事業の推進もひとつの方法であり、今回の指針の作成にあたっては推進委員から地域の農業の現状や課題について意見をいただいておりますが、こうした意見を地域計画の策定にあたっての将来構想に生かしていくことが重要と考えております。ひとつひとつにはなりますが、地域の課題を解決しながら数字を積み上げていきたいと考えております。

議 長 発言もないようですので、議案第80号について、原案のとおり承認よいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第80号は、原案のとおり承認いたしました。次に、報告事項に入ります。  
報告第53号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第53号朗読】**

通知は23ページから25ページの14件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。内容につきましては、担当職員より説明いたします。

事 務 局 整理番号162番については、土地区画整理事業のため、合意解約しました。整理番号163番と164番は同一の案件です。台風15号による土砂流入のため復旧が困難となり合意解約しました。整理番号165番と166番から169番までは同一の案件です。耕作者が体調不良により規模縮小するため、合意解約しました。整理番号170番については、土地区画整理事業のため、合意解約しました。整理番号171番についても、土地区画整理事業地のため、合意解約しました。整理番号172番については、賃借人が耕作できず、規模縮小のため、合意解約しました。整理番号173番については、賃貸人が農地を転用するため、合意解約しました。整理番号174番については、地権者が農地として売買を行うため、合意解約しました。整理番号175番については、土地区画整理事業のため、合意解約しました。

議 長 ただいまの報告第53号について、発言のある方は挙手をお願いします。  
10番 台風被害での解約の案件が出ていたが、農地復元できない場合はどうすれば良いですか。

事 務 局 調整区域、無指定区域の場合、非農地の証明基準4の自然災害により農地として復元が困難な土地というものがあります。該当すれば非農地として、現況に合わせた地目にすることが可能です。市街化区域では届出が必要となります。

議 長 よろしいですか。ほかに発言がないようですので、以上で報告第53号を終わります。次に、報告第54号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第54号朗読】**

届出は27ページから32ページの55件がございました。その内訳は、4条の転用が20件、5条の転用が35件で、5条の転用の内訳としましては、所有権移転が28件、使用貸借による権利の設定が7件でございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第54号について、発言のある方は挙手をお願いします。  
議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第54号を終わります。  
次に、報告第55号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第55号朗読】**

届出は34ページ、35ページの26件がございました。いずれも内容については記載のとおりでございます。書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第55号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 あっせんが何件かあったかと思いますが、希望はありましたか。

事務局 あっせんはありましたが、該当が無かったため、所有者にはその旨を報告しました。

議長 よろしいですか。発言がないようですので、以上で報告第55号を終わります。  
以上をもちまして、静岡市農業委員会第13回総会を閉会いたします。